

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会設置要領

第1 委員会名称

委員会の名称は、「元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会」（以下「調査特別委員会」という。）とする。

第2 付議事件

この度の元和光市職員の不祥事に関し、議会として市民に対する説明責任を果たすため、事件の背景や人事管理、内部統制、公金の管理、公益通報制度等の調査を行い、原因の究明と再発防止に向けた方策を市に提言すること。

第3 調査権限

和光市議会は、第2に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を本委員会に委任する。

第4 委員定数

9名（緑風会2名、公明党2名、新しい風・希望2名、まちづくり市民の会1名、日本共産党1名、他1名）

第5 正副委員長

調査特別委員会を運営するため、委員の互選により委員長1名、副委員長1名を選出する。

第6 設置期限

調査特別委員会は、議会閉会中も審査を行い、審査終了まで継続する。

第7 設置根拠

地方自治法第109条第4項及び和光市議会委員会条例第6条第1項

第8 その他

設置される調査特別委員会の運営方法等については、常任委員会の例による。

附 則

この要領は、議決の日から施行する。